

事業仕分け実施概要

1 目的

富士見市が実施している事務事業について、市民及び外部の識者を交えて公開の場で議論し、改めて事業の必要性や改善点などについて検証し、市民との情報共有や行政の透明性の確保を図るとともに、行財政改革の推進に資することを目的とする。

2 方法

政策シンクタンク「構想日本」の協力を得て、公開の場で事業仕分けを行う。

※構想日本 代表 加藤秀樹（東京都千代田区平河町2-11-2 渡辺ビル3F）

- ・非営利組織の政策シンクタンクであり、平成14年より行政の「事業仕分け」をコーディネートしている。平成20年7月現在、26自治体（28回）で実施。

3 事業仕分けの基本的な考え方

- ・その事業は、そもそも必要か
- ・必要な場合、民間と行政のどちらが担うべきか
- ・行政が担う場合、国か県か市か
- ・市の場合、従来どおりの方法でよいか、改善すべきか

4 具体的事項

(1) 日時

平成21年7月18日（土）、19日（日）午前9時～午後4時

(2) 会場

①市役所本庁舎市民ホール、②第1・2会議室

(3) 実施体制

2班体制

各班の内訳：コーディネーター1名＋事業仕分け人5名（構想日本から派遣）

(4) 実施方法

1事業につき、担当課による事業説明5分、質疑・議論20分、事業仕分け人による評価5分の計30分で仕分けを行う（入れ替えを含め最大40分）。

評価は、事業仕分け人5名による多数決とする。

また、事前に選出した市民判定人（人数は調整中）による判定を併せて行う。

(5) 庶務

政策財務課にて行う。

(6) その他

構想日本の協力により模擬演習を実施するほか、市独自の研修を実施する。

5 事業実施までのスケジュール

- ・5月中旬 各部局へ仕分け対象事業の選定依頼（5/22締切）

- ・ 5月27日 第1回民と官の連携による公共サービス改革検討委員会にて精査
- ・ 6月4日 第2回民と官の連携による公共サービス改革検討委員会にて精査
- ・ 6月8日 所管課へ事業シート作成依頼（6月30日締切）
- ・ 6月下旬 模擬演習（構想日本の協力）
- ・ 7月6日 事業仕分け人へ事業シートの送付
- ・ 7月上旬 市独自の事前研修
- ・ 7月18日・19日 事業仕分けの実施

6 仕分け対象事業

(1) 平成21年度当初予算における全ての事業 ※のうち、次の条件を満たすものを対象とする。

①法定受託事務及び法定の自治事務以外の事業

②事業実施について裁量の余地がある事業（市単独の上乗せ・横出し等）

※ 予算上の事業レベルにこだわらず、「〇〇委託」など細々節レベルのものを対象としても構わない。また、指定管理者制度の導入予定がない公の施設であれば、施設維持管理事業を対象として構わない。

(2) 仕分け対象事業は、40事業とする（1班1日10事業×2日×2班=40事業）。

7 仕分け対象事業の選定方法

(1) 各部局において、仕分け対象事業を7事業選定し、決算書の主要施策報告書などを参考に、仕分け対象事業調査表を作成する。（議会事務局及び監査委員事務局は除く。秘書室・出納室は総合政策部に、農業委員会はまちづくり環境部に含める。7事業×6部=42事業）。

(2) 各部局にて選定した事業は、政策財務課にて特に選定した事業と併せて、「民と官の連携による公共サービス改革検討委員会」にて精査し、最終的に仕分け対象40事業を決定する。

(3) 仕分け対象40事業については、各所管課において事業シートを作成する。また、作成期間中に模擬演習を実施し、その成果を踏まえ、事業シートの充実を図る（模擬演習では、40事業以外の1事業を取り上げる）。

8 仕分け結果の取扱い

(1) 事業仕分け結果を基に、各所管課において今後の対応を検討し、調書を作成する。

(2) 各所管課の検討を踏まえ、市としての方向性を行革本部会議にて検討・決定し、可能なものについては、翌年度予算に反映させる。その他のものについても、市としての方向性に基づき、各課において改革に取り組むとともに、毎年、進捗状況を調査する。

(3) 事業仕分けの結果やそれを踏まえた市としての方向性、その後の進捗状況等については、ホームページ等にて公表する。